

資料提供 令和7年6月6日	
(調査チームに関すること)	(調査状況に関すること)
課 名：総務課 担 当：石津 内 線：2220 直通電話：082-513-2233	課 名：技術企画課 担 当：後藤 内 線：3852 直通電話：082-513-3853

虚偽文書作成に係る調査状況及び事案解明調査チームの設置について

1 要旨

西部建設事務所呉支所における災害復旧事業に係る設計変更協議に際し、事実でない協議録を作成していたこと及び作成していた疑いがあることを受け、土木建築局において調査を進めている事案について、原因究明と再発防止に向け、新たに調査チームを設置する。

2 土木建築局における調査状況（6月6日時点）

○ 平成30年度以降、災害復旧事業に係る設計変更協議は県事業全体で571件あり、そのうち地元調整等に係る協議録が添付された件数は67件、呉支所分は23件であった。

23件について、協議録に記載されている相手方への確認や当時の担当者等への聞き取り調査等を進めた結果、虚偽の協議録※1を20件（うち協議内容が事実でないもの13件、協議日や協議者が事実ではないもの7件）確認した。

※1 故意または錯誤に関わらず、事実ではないことが記載された協議録を「虚偽の協議録」とする。

年度	県全体の 災害発生件数	県分全体	設計変更協議件数※2			
			うち協議録添付	うち呉支所分	うち虚偽の協議録	
					協議内容が事実でないもの	協議日や協議者が事実ではないもの
H30	2,523	8				
R1	93	76				
R2	347	119	36	16	6	7
R3	938	145	29	7	7	
R4	76	101	2			
R5	75	65				
R6	120	57				
合計	4,172	571	67	23	13	7

※2 設計変更協議が行われた年度であり、災害発生年度とは異なる。

○ 本庁及び建設事務所（支所）における共有ファイルサーバにおいて、ファイル名に「嘘」を付けられた協議録のデータの有無を調査しており、現時点で西部建設事務所廿日市支所で2件、東広島支所で1件、計3件の協議録のデータが発見された。

3 調査チーム

山根副知事をチームリーダーとし、総務局総務課を事務局とする調査チームを設置する。

【チームの名称】

虚偽文書作成事案解明調査チーム

【チーム構成】

- ・チームリーダー 山根副知事
- ・事務局 総務局総務課
- ・構成員 総務局、土木建築局

【設置日】

令和7年6月6日（金）

4 今後の調査の進め方

(1) 一次調査

① 調査目的

災害復旧工事に関係して虚偽の協議録が複数の事務所において発見されたことから、

ア 国庫負担金に影響のある設計変更協議に添付された協議録

イ 現時点で把握しているファイル名に「嘘」と付けられた廿日市支所と東広島支所の協議録

の作成経緯等を優先して調査を行い、作成された理由や作成後の使用方法、国庫負担金等に及ぼした影響など、虚偽の協議録作成についての構造的要因を整理する。

② 調査範囲

・全ての建設事務所（支所）の設計変更協議に添付された協議録（67件）

・設計変更協議以外で、ファイル名に「嘘」と付けられた廿日市支所（2件）、東広島支所（1件）の協議録

③ 調査方法

事実関係について、調査チームによる調査を実施し、その調査結果等を踏まえて、第三者に事案が発生した要因等の分析と二次調査の設計をしてもらう。

ア 事実関係の調査（調査チーム）

・協議録の内容を確認するための書類（出張記録等）による外形的調査

・協議録に記載されている相手方及び関与したと考えられる職員への追加聞取

・工事の一件書類の確認、PCログ調査等

イ 事案が発生した要因等の分析及び二次調査の設計（第三者）

近年、土木建築局で複数の不適正事務処理事案が発生していることを踏まえ、アの調査結果と合わせて過去の不適正事案についても分析してもらい、二次調査の範囲及び調査方法を決定する。

(2) 二次調査

① 調査目的

一次調査の結果を踏まえて決定した調査範囲における事実関係を調査し、新たに発見された虚偽文書等が作成された背景・要因も含めて、調査・分析等することで、不適正事案の構造的要因を整理する。

② 調査範囲及び調査方法

一次調査結果を踏まえて決定し、引き続き第三者が参画する形で調査を行う。

5 再発防止策の策定

(1) 調査結果を踏まえた再発防止策の策定

調査結果を踏まえ、調査チームにおいて、再発防止策（案）を作成する。

(2) 再発防止策に対する第三者の意見聴取

再発防止策（案）を第三者に見てもらい意見を聴取した上で、再発防止策を決定する。

6 土木建築局における調査状況（箇所別）

（１）西部建設事務所 呉支所分 23 件

〔 表中の判断欄について、事実であるものを「○」、協議内容が事実でないものを「①」、協議はしたが、協議日や協議者が事実でないものを「②」と記載している。 〕

番号	変更 申請日	年災 番号	路河川 名	協議録の内容	土木建築局の調査状況	判断
1	R3. 1. 5	H30 災 3954 号	二河川	・災害復旧工事の施工箇所が、呉市の指定文化財（二河峡）に該当することが分かったため、呉市に申請方法や施工内容を確認したもの ・上記に対する回答があったもの	・協議録報告者等や相手方への聞取から協議内容は事実と思われる ・2つ目の協議録の報告者は当時呉支所に在籍していない	②
2	R3. 1. 21	H30 災 1205 号	野呂川	残土処分に係る見積について、回答のなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	・相手方への聞取からこの工事に係る見積を依頼したことが確認できないため事実ではない ・報告者は聞取をしていないことから事実ではない	①
3	R3. 1. 26	H30 災 1203 号	野呂川ダム	残土処分に係る見積について、回答のなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	・協議録では受入出来ないと記載されている者から、実際には見積が提出されていることから事実ではない	①
4	R3. 1. 26	H30 災 2721 号	（一）大 崎 下 島 循環線	被災箇所の災害査定申請前後において、施工時期及び施工方法について協議したもの	・協議録報告者等や相手方への聞取から協議内容は事実と思われる ・報告者等が協議日に出張した記録がない	②
5	R3. 1. 26	H30 災 1489 号				②
6	R3. 1. 26	H30 災 810 号				②
7	R3. 1. 27	H30 災 180 号	長谷川	仮設道の土地利用について承諾をもらいに行った際に、復旧工法について家屋への影響の有無について意見があったため、再度協議したもの	・相手方への聞取（建物は所有しておらず、県と協議していない）から協議内容は事実ではない ・報告者等が協議日に出張した記録がない	①
8	R3. 1. 29	H30 災 5156 号	（国）375 号	災害復旧工事にあたり、迂回路を計画しているが電力会社の鉄塔が近接しているため協議したもの	・協議録報告者等や相手方への聞取から協議内容は一致している	○
9	R3. 2. 1	H30 災 3374 号	名川	災害復旧工事の施工に当たり、事前に関係地権者へ工事用道路の土地の利用について説明したもの	・相手方への聞取（施工業者とは話をしたが、県とは協議していないし、土地も他人に貸していない）から協議内容は事実ではない ・報告者等が協議日に出張した記録がない	①
10	R3. 2. 10	H30 災 4667 号	大屋大川	国直轄事業（天応地区特定緊急砂防事業）について、進捗状況及び今後の予定について協議したもの	・協議録報告者等や相手方への聞取から協議内容は一致している	○
11	R3. 2. 17	H30 災 5123 号	黒瀬川	施設管理者である呉市浄水課へ施工ヤードの使用について協議したもの	・協議録報告者等や相手方への聞取から協議内容は事実と思われる ・報告者等が協議日に出張した記録がない	②
12	R3. 2. 22	H30 災 803 号	江の川	江の川の地元要望について、呉市川尻出張所と協議したもの	・協議録報告者等や相手方への聞取（一部内容について記憶がない）から協議したことはあるものの、報告者等が協議日に出張した記録がない	②
13	R3. 3. 5	H30 災	（主）呉環	被災箇所に水道管が埋設してお	・協議録報告者等や相手方への聞取から協	○

		4320 号	状線	り、一部露出しているため、管防護について現地立会したもの	議内容は一致している	
14	R3. 3. 5	H30 災 796 号	二河川	災害復旧箇所の背面道路に埋設管があるため、工事着手前にガス供給会社へ施工方法等について確認したもの（電話）	・協議録報告者等や相手方への聞取から協議内容は事実と思われる ・協議録の報告者は当時呉支所に在籍していない	②
15	R3. 3. 5	H30 災 5582 号	黒瀬川	・地元の代表者等と施工ヤードについて協議したもの ・残土処分に係る見積について、回答のなかった業者へ聞取を実施したもの	・相手方への聞き取り（県とは協議をしていない（地権者））から協議内容は事実ではない ・相手方への聞取からこの工事に係る見積を依頼したことが確認できないため事実ではない ・報告者は聞取をしていないことから事実ではない	①
16	R3. 3. 5	H30 災 5153 号	(主)矢野 安浦線	残土処分に係る見積について、回答のなかった業者へ聞取を実施したもの	・相手方への聞取からこの工事に係る見積を依頼したことが確認できないため事実ではない ・報告者は聞取をしていないことから事実ではない	①
17	R3. 9. 28	H30 災 5122 号	黒瀬川	・地元代表者等と施工ヤードについて協議したもの ・残土処分に係る見積について、回答のなかった業者へ聞取を実施したもの	・相手方への聞き取り（県とは協議をしていない（地権者））から協議内容は事実ではない ・報告者は当時呉支所に在籍していない ・相手方への聞取からこの工事に係る見積を依頼したことが確認できないため事実ではない ・報告者は聞取をしていないことから事実ではない	①
18	R3. 9. 28	H30 災 5115 号	黒瀬川	地元代表者等と施工ヤードについて協議したもの	・相手方への聞取（県とは協議をしていない（地権者））から協議内容は事実ではない	①
19	R3. 10. 22	H30 災 5116 号	黒瀬川	残土処分に係る見積について、回答のなかった業者へ聞取を実施したもの	・相手方への聞取からこの工事に係る見積を依頼したことが確認できないため事実ではない ・報告者は聞取をしていないことから事実ではない	①
20	R3. 10. 25	R 2 災 136 号	中畑川	施工ヤードについて協議したもの	・相手方への聞取（地権者：県とは協議をしていない）から協議内容は事実ではない ・報告者等が協議日に出張した記録がない	①
21	R3. 11. 25	H30 災 5126 号	船石川	工事用道路の借地について協議したもの	・相手方への聞取（県とは協議していない）から協議内容は事実ではない ・報告者等が協議日に出張した記録がない	①
22	R3. 11. 25	H30 災 4666 号	石休川	工事用道路の借地について協議したもの	・相手方への聞取（県とは協議していない）から協議内容は事実ではない ・報告者等が協議日に出張した記録がない	①
23	R3. 12. 2	H30 災 798 号	野呂川	残土処分に係る見積について、回答のなかった業者へ聞取を実施したもの	・相手方への聞取からこの工事に係る見積を依頼したことが確認できないため事実ではない ・報告者は当時呉支所に在籍していない	①

(2) 呉支所以外でファイル名に「嘘」を付けられた協議録のデータの調査状況（3件）

事務所	査定受験日	年災・番号	事業名	協議録の内容	土木建築局の調査状況
廿日市 支所 (2件)	R3. 9. 13～17	R3 災 54 号	冷川 (冷川集会所上)	工事用道路の 施工承諾を得 た	ファイル作成者は、査定時 の使用を目的に自分が作 成したことを認めている。 記載の内容は事実の可能 性もあるが、協議録当日の 出張記録もないことから、 協議録として事実を証明 するものではない
	R3. 9. 13～17	R3 災 56 号	冷川 (冷川橋上)	工事用道路の 施工承諾を得 た	
東広島 支所 (1件)	R3. 11. 15～19	R3 災 1201 号	東川 (東橋上)	工事用道路の 施工承諾を得 た	